

◆協定書について

昨年の9月議会で霧島永水に建設中のゴルフ場の事業者と旧霧島町との間で締結された協定書について契約書であるとの見解が示された。紳士協定との発言もあったが、そのような法律用語は無いということで決着。今後も企業誘致、宅地開発、施設建設等の案件で協定書を締結することになる。協定書についての認識を問う。

(答弁) 総務部長

協定書は、公共目的の達成のために、求められる行為の内容を行政と個々の事業者の間で個別に協議・調整し、合意に至った内容を書き表したものであり、その合意された所定の行為をする事が継続して求められているものである。

これまでの慣例により、その名称を協定書と題しているが、昨年の第3回定例会で市長の答弁のとおり、**契約書と同義である**と認識する。

ただし、合意された所定の行為が、**民法の「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に履行しなければならない」との信義誠実の原則の規定には拘束される**ものの、法律や条例の個別の明文の規定に基づくものではなく、行政において強制的に執行是正するための方法がないため、「自発的な履行」が求められる、いわゆる「紳士協定」の語句を用いて説明した。

協定書は両者の合意に至った内容が書き表されたものであるため、その履行に双方が誠実に取り組むことが必要である。

質問：霧島市がこの3年間に締結した協定書の数はいくつですか？

総務課長：498件

質問：霧島の大規模養豚場問題でゴルフ場開発案件で旧霧島町長が結んだ協定書には明確な記述があったことから現地の防災施設の不備を問うことが出来た。9月議会の議事録の木質発電の協定書に関する答弁で『必ずこれを実行してもらわねば困るとは言っていない、数量に変動があっても構わないとの合意で結んだ』とある。文書法制グループに問う、このような解釈は可能か？

農林水産政策課長：協定書は発電会社、素材生産者、市の3者が木材の安定供給について締結したもので、協定書の内容は目的、期間、木材管理等で構成されている。別紙に木材の供給、購入計画表、間伐等由来の木質バイオマス、一般バイオマス別に数量、単価を記載している。9月議会での部長答弁について、この協定書は当然契約書的な効力はあると認識する。当時、発電事業については複数の事業者が同様の協定書を多数結んでいた。具体的な単価、価格等については今後協議会等を設置した後正式な価格等を決定する旨を事前に伝えていた。今回の協定書については利害関係者である発電会社、素材生産者、市がこの協定書を結ぶ過程において効力については共通認識、共通理解の下に協定した。

質問：文書法制グループに質問している。

総務課長：各協定書について、環境問題であれば、環境特異な協定がある。各部に相当数の協定がある。協定内容は各々異なっているので協定の内容の調整は各担当課、各部で行っている。総務としては中身の詳細については心得ていない。

質問：農林水産部長発言の『未来永劫実行してもらわねばならないとは言っていない』は協定書には記載されていない、書かれていないことをなぜ発言したのかを文書法制に問うている。このような解釈が許されるか？ 協定書は後々問題になったときの根拠となる。契約書という観点からは記載されていない。

総務課長：協定の内容については真摯に内容を調査し、中身を検討すべき。内容について総務が誤っているとかを助言する立場では無い、各担当課が真摯に協定内容を調査し、それなりの協定を結んでいくのが習いである。

質問：協定書について総務部長は『協定書については契約書であるとの認識は共通しているとの認識を持つ』と答弁された。9月議会での農林水産部長の発言は総務部長発言と異なるのではな

いか？霧島市として協定書についてどのように思っているのか、執行部のそれぞれの部局毎に異なる見解を持っていることを問題視している。

総務部長：霧島市の協定書についての認識は冒頭の答弁のとおりである。契約書と同義である。個々の案件について、協定書の文面に無いものの取り扱いについては慎重に検討する必要がある。

総務部としては基本的な事項を定めるものを協定と捉えている。締結後は信義成立の原則に基づき遵守してゆくと考える。

質問：始良西部森林組合との協定書がある。締結日付が手書きで7月9日となっている。開示を受けた23通は同じ筆跡である。記入者は誰か？

農林水産政策課長：23社と協定を結んだ、決済後の日にちとしている関係上、同日に担当課で記入した。

質問：中村林業と結んだ協定書には6月20日、7月9日という2つの記載がある。永徳木材との協定書には日付の記載が無い、法制グループに問う、日付記載の無い協定書は有効か？

総務部長：適切では無い。

質問：協定書には3通作成し、それぞれ保有するとある。3者は全く同じものを持っていると解釈してよいか？

農林水産政策課長：そのとおりである。

質問：中村林業と永徳木材の日付不備な協定書が保管されているということか？

農林水産政策課長：確認する。修正する。

質問：膨大な協定書が結ばれている。先々、誘致企業とトラブルが起こったとき、協定書に基づいて問題解決に当たることになるだろうが、協定書はそれぞれの部局で作る、統一したものは無い、妥当であるかの検証もされていなどの答弁があったが、この実状をどう思うか？

総務部長：行政文書は様々である。協定書も同様である。立地協定、環境保全協定など様々な協定が結ばれる。標準的なものを作るというのは難しい。それぞれの部署で市と協定を結ぶ場合は決済という手続きを通る。その時点できちっとチェックはされねばならない。

質問：きちっとの答弁であるが、今後のことか？ 今まではされていなかったのか？

霧島の養豚場問題では事業者と当時の近藤町長がきちりした協定書を結んでいた。事業を止める場合とか規定されていた。不十分な協定書であった場合、困るのは住民である。非常に重要な問題であると認識している。議会の承認事項とすべきではないかとも思う。今後の課題とする。

農林水産政策課長：中村林業は二つの日付が入っていた。永徳木材については日付が漏れている。日付訂正の上で保管する。前任部長の『未来永劫実行してもらわねばならないとは言っていない』との発言は協定書には5年の期限があることからの発言であった。数量、単価に変動があると発言したのは12月2日、霧島木質発電協議会が設立された、その中で今後価格や数量等を発電会社と素材生産者が正式に結ぶ。